

福島市公立学校で発生した
いじめ重大事態の調査報告書
公表版

令和8年10月

福島市教育委員会

1 公表の目的

児童生徒の健やかな成長と再発防止を含むいじめ防止対策の実行ある取組に資するために行うとともに、社会全体で「子どもを健全に育てる」という意識をもつ。

- ・ 社会全体でいじめ問題を考えていく契機とする。
- ・ 学校、家庭、地域が一体となっていじめ防止に向けた風通しのよい教育環境を創りあげる。
- ・ 学校や教育委員会が当事者として事実に向き合い、児童生徒の育成を第一に考え、公正かつ適切な指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てる。
- ・ 家庭教育の重要性が自覚され、情操や道徳性、対人交流の力の素地等を培う家庭教育の充実に役立てる。

2 事実の概要

(1) 福島市内公立学校の子ども（以下、Aさん）が、以下の3件の事案により苦痛を感じた。

- ① Aさんが、加害行為を行ったBさんから、特に理由もなく顔付近でぞうきんを振り回されたり、胸ぐらをつかまれたり、腹部や足を蹴られたりした。（事案1）
- ② Aさんが、加害行為を行ったCさんとDさんから、着ていたTシャツのバックプリントの一部をはがされた。（事案2）
- ③ Aさんが、後ろの席のEさんにペンで左肩付近を5回程度つつかれたと感じた。（事案3）

(2) 事案3発生後、いじめを原因とする欠席日数が30日を超えたことから、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号にあたる重大事態の結果が発生した。

3 調査主体及び組織

公立学校重大事態調査委員会

4 調査結果

(1) いじめ・重大事態の認定に係る検討

① 事案1

本事案は、発生の背景にAさんの関与は認められず、Bさんの悪ふざけが一方的な暴力行為につながった。AさんはBさんから、胸ぐらをつかまれる、太ももを蹴られる、おなかをパンチされるなどの暴力行為を受けており、痛みによる苦痛を味わったことは間違いない。また、事案発生後、保護者から「安心して学校に行かせられない」との話があり、家庭でAさんが学校へ行くことへの不安をもった状況であったことがわかる。登校してからも、AさんはBさんとの関わりを避けている状況が続き、恐怖や不安といった精神的な苦痛を味わったと言える。

以上のことから、事案1はいじめの事実が認定される。

② 事案2

本事案は、発生の背景にAさんの関与は認められず、Aさんの後ろに並んだCさんとDさんが、面白半分にAさんのTシャツのバックプリントを数センチはがしたことで器物破損となった。Aさんは、背中中のバックプリントをいたずらされていることには気づき「やめて」と伝えているが、それを受け入れてもらえなかった。バックプリントであることから、はがされた状況を学校で確認することは難しかったと思われる。家に帰ってからその状況

を見て、母親に苦痛を訴えた。

以上のことから、事案2はいじめの事実が認定される。

③ 事案3

本事案は、Aさんがペン（だと思われるもの）で左肩付近をつつかれたというものである。授業中に数回つつかれ、後方を振り返ると、Eさんがペンを持っていて目が合ったので、Eさんがつついたのではないかと考えているということであった。

Eさんは、Aさんをペンでつついていないと言っていたが、自分の前の友達（Aさんの左の席）はペンで叩いて呼んだと答えており、「もしかしたらそれがあたったのかもしれないから、Aさんに謝ることをしたい。」と言ったが、Aさんは、「Eさんと顔を合わせて話すことは怖いからできない。」ということだった。

Eさんは、「もしかしたら」とは言っていたがAさんに当てた記憶はなく、周辺の子どもの聴き取りからもその目撃がなく、事実は確認できなかった。

Aさんがペン（だと思われるもの）でつつかれたという認識があり苦痛を感じていることから、加害の子ども不明でいじめの認知を行った。

④ 事案1、2、3

事案1の後、保護者の励ましと協力により、Aさんは保健室登校を経て、従来通りの教室での学習ができるようになった。

事案2の後、母親を通してAさんの不安が訴えられ、保健室で過ごすことが少しあったが、それが長引くことはなく、いじめを理由とした欠席もなかった。Aさんの、CさんDさんから謝罪を受ける様子や、弁償されたTシャツを受け取る様子からは、自信をもって自分の意見を相手に伝える様子が伺えた。

その後発生した事案3では、いじめの事実の目撃証言がどの関係の子どもからも得られず、当初はいじめの認知を行わなかったが、Aさんの苦痛について保護者を通して訴えがあり、いじめの認知を行った。Aさん保護者によれば、事案1、2の発生があったことで、Aさんが「また、誰かが自分をいじめてきた」という不安があるということであった。加えて、加害の子どもの特定に至らなかったことで誰からの謝罪も受けられないことが、Aさんが学校や教員への不信感を大きくすることとなり、心理的なストレスと、体調の不良にもつながったと推測される。

以上のことから、1、2、3、一連の事案がAさんに与えた心理的苦痛があったことで、Aさんは欠席を余儀なくされたことから、重大事態が発生する結果となった。

5 学校の対応と評価

（1）事案1

本事案の要因の一つは、発生場に教師がいなかったことである。学級が落ち着かない中で、子どもだけとなる環境をつくることへの慎重さが必要であった。

事案発生後は駆けつけた教員が、Aさんの安全確保とBさんへの指導を行い、Bさんはその場でAさんへ謝罪を行い、Aさんは一定の安定を取り戻すことができた様子だった。

その後、Aさんが内科的な体の不調を訴え早退することになった際には、担任が授業を行っていたことから、担任は迎えに来たAさん保護者と面会できなかった。また、放課後直ちに電話で連絡することができなかった。これにより、AさんがBさんから受けた行為についてAさん保護者への説明が遅くなり、学校への不信感をもたせることとなった。

事案発生翌日に校長が、その翌日に担任が、Aさん宅を家庭訪問し、連絡が遅くなったことへの謝罪と今後の対応を説明した。その日から2日間、教室と自宅をオンラインでつなぎ、Aさんは授業に参加した。

また、この時点では、Aさんの教室復帰に必要であれば、Bさんを一時別室におくこともBさん保護者から了解を得ていた。

Aさんは、事案発生翌週は、主に保健室で学習していた。担任が毎朝学習計画を示し、養護教諭が声かけを行ったり、教室に付き添ったりしてAさんをサポートした。また、ハートサポート相談員との相談を実施した。さらに、Aさん保護者が来校し、校長や養護教諭と面談を行うとともに、Aさんの見守りを行っていただいた。

(2) 事案2

本事案は学年の子どもが全員集まる場で発生した。発生時、3～4名の教員がその場にいたが、動きの大きな子どもに目がいき、本事案が発生していた状況を把握することは誰もできなかった。教員の役割分担を明確にして、動きが大きな子どもにのみ注力しないようにする必要があった。

担任は、事案1発生以降Aさんに特に気を配り、毎日下校時にトラブルの有無を確認していた。しかしAさんは、事案直後のTシャツの状況をよく確認できていなかった可能性が高く、担任に申し出ることなくその日は下校した。

翌日、Aさん保護者が事案の発生を知らせてくれたことで、朝から、加害行為を行ったCさんとDさんへの聴き取りを、担任と教頭が行った。状況は午前中の内に明らかとなり、直ちに謝罪の場をもち、CさんDさんは、Aさんに対して謝ることができた。

Tシャツの弁償については、CさんDさん保護者がすぐさま対応し、改めてCさんとDさんがAさんに謝罪をしてTシャツを返す場を設けた。その際、Aさん保護者の要望を受け、子ども同士の謝罪の場となるよう配慮した。

なお、事案2発生後、ほどなく実施された学校行事へ向けては、引率教師の事前の打ち合わせを入念に行った。Aさん保護者へ説明した、個別に見る教員と全体を見る教員を配置し、活動中も連携をとりながら、Aさんと加害行為を行った子どもたちが関わらないように見守った。

事案2発生当初、Aさん保護者はCさんDさんに警察からの指導を受けてほしいと要望していたが、学校が指導を受けて、今後の学校での指導に生かしたいとの申し出を了承いただいた。後日、警察担当者が来校し、校長と学年主任、担任が指導を受け、2学期のAさん、Cさん、Dさんの見守りや指導に生かした。

(3) 事案3

事案3が発生した日の下校時も担任はAさんに声をかけているが、本事案に関する相談はなかった。

翌朝、事案の発生についてAさん保護者から連絡を受け、直ちに担任がAさんに聴き取りを行った際は、発生状況が曖昧で詳しい内容を把握することができなかった。

その後開催したいじめ対策委員会で、校長は、事実が確認できないことを担任から報告を受け、Aさんの状況からも、いじめの認知は行わないこととし、放課後にAさん保護者へ連絡するように指示を出した。

しかしその後、学校からの連絡を待っていたAさん保護者が来校し、連絡が来ないことへの

訴えがあった。

教頭が翌日再度聴き取りを行ったところ、算数の時間のことであろうとの話しであった。教頭は、加害行為を行ったと考えられるEさんにも聴き取りを行ったが、Eさんは、Aさんをペンでつついたことは身に覚えがないとのことであった。しかし、「もしかしたら自分が前の席の友達を呼んだときに当たったのかもしれないから、Aさんに謝ることをしたい」、ということをした。しかし、Aさんは「Eさんと顔を合わせて話すことは怖いからできない。」ということであった。前日よりも状況がわかり、昼過ぎにAさん保護者へ報告することができた。

事案発生後2日間、Aさんは主に保健室等で過ごし、養護教諭が様子を見守った。

翌日、翌々日（第1学期最終日）は、精神的なダメージがあるという母親からの話で、欠席している。

1学期最終日に、Aさん保護者が荷物を取りに来た際に、教頭より、2学期はAさんが落ち着いて学べる環境をつくる旨を話したが、その後、Aさん保護者が福島市教育委員会へ連絡をして、本事案がいじめと認知されていないことを知ったことが、学校への不信感を増大させることとなった。

福島市教育委員会の指導により、いじめの認知（加害者不明）を行い、それをAさん保護者に伝えた。

（4）事案123

学校は、1、2、3の一連の事案により、Aさんが2学期以降の登校に大きな不安を抱いていることを把握し、Aさんが、安心して登校できる環境整備について、教育委員会と連携をとりながら検討した。夏季休業期間中に、福島市教育委員会いじめサポートチームが来校し、管理職やいじめ対策委員が指導を仰いだ。

Aさん保護者からは、事案1、2、3の加害（を疑われる）の子どものうち同じ学級に在籍するB、C、Eさんを全て学級から取り出してほしいとの要望が出された。しかし、いじめ行為が継続していないことからそれは行わないこととし、席の配慮、Aさんが学ぶ場所の配慮、グループの配慮、登校時間の配慮、見守りの強化などを提案したが受け入れられなかった。

2学期が始まってもAさんは登校できず、教頭と担任が家庭訪問をした際には、Aさん自身から登校への不安が話された。その後、Aさんが心療内科へ通うようになったことから、通院のあとには、教頭が診察の様子を電話で伺い、学校ができることの準備をいつでも進めることができる体制を整えた。Aさん保護者からの報告では、主治医からは、「学校のことは触れさせない」などの話があったとのことである。Aさん保護者からは、「病院から許可が出れば登校を考える」との話しであった。これにより、学校はAさんに心を寄せながらも、直接的な働きかけをすることができなくなった。

教育委員会からも指導を受けていた「学びの保障」については、Aさんに直接的な働きかけを行わないようにする共通理解後も、毎日1校時はオンラインをつなぎ、Aさんがいつでも学級や授業の様子を見ることができるようにした。（しかし、Aさんがオンラインをつないで授業に参加することはなかった。）また、担任は、毎日、ホワイトボードに時間割と学習内容を記入したものを画像に記録して、Aさんの状況の変化にいつでも対応できるようにしていた。一方、学校の教材にも拒否反応があるとのAさん保護者の話から、Aさんは家庭で購入したドリルなどで学習している状況を確認していたが、Aさん保護者との面談の折には、学校から教材を渡すことができた。しかし、取り組んだ学習について、学校とやりとりをすること

は実現できなかった。

また、Aさん保護者が大変思い詰めた状況と感ずることがあり、S S Wの派遣を検討し、Aさん保護者に提案を数回行ったが、受け入れられることはなかった。

(5) 学級・学年

本重大事態につながる3つのいじめ事案は、個別に発生している。加害（を疑われる）の子どもも重なっていない。学級、学年の落ち着いた状況が、各事案発生に起因していることも否めないと考える。

これを受けて学校は、関係機関に相談を行い、きまりを守ることの重要性について学ぶ出前授業を実施した。また、日常的に管理職が巡回するとともに、夏季休業中には教室移動を実施し、学級学年の見守り体制を強化した。教室で学びにくさを感じる子どもが自分で決めた学習をする部屋も開設し、全教員が分担しながらその部屋の担当に当たった。

さらに、福島市教育委員会による当該学年の参観及び指導を受けるとともに、学年保護者会を開催し、学年の児童の様子を説明した上で、安心安全な学習環境をつくるために、保護者の見守りのご協力を依頼し、2回の見守り週間を実施した、同様に、地区青少年健全育成推進会にも協力を依頼し、週1、2日程度の見守りにご協力いただいた。

これらの対策により、年度末までには学級・学年がかなり落ち着いてきたが、Aさんの登校が叶っていないことから、その中でAさんが安心・安全に過ごすことができる環境となっているかについて検証はできていない。

6 再発防止

(1) いじめ防止基本方針に基づく対応と体制づくりの強化

① いじめに対する基本認識の再確認

Aさんは、事案1、2に続く度重なる苦痛から、事案3後に登校できなくなっている。いじめは被害の子どもの立場に立って認知されるものであり、心身の苦痛を感じているかどうかは慎重に見定めることが重要である。これらのことは、学校のいじめ防止基本方針にも明記されており、このようないじめに対する基本的な理解を深めるとともに、いじめの対処能力を高めていくことが必要である。

個別の事例検討やモデル事例を用いた実践的な支援の工夫を学ぶ等の研修の充実を図るなどして、被害の子ども心の痛みを感じる姿勢・態度を高めていく。

② いじめに対する措置の共通理解と共通実践

本重大事態を防ぐために学校がさらに力を入れてできたこととして、「被害の子どもの保護と心のケア」「被害の子どものニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢」という2点をあげる。これは、学校のいじめ対策基本方針にも明記されていることであり、本重大事態の対応でも心がけてきたことである。しかし、いじめ事案発生後、登校できていたAさんの姿が普段と変わらないように見えたり、いじめによる被害を乗り越えているように見えたりすると、学校側が捉えることがあった一方、実際には、Aさんは家庭において苦痛と不安を訴えていた。このことから、早い段階から、寄り添って話を聞く時間を十分にとったり、関係機関等に相談につないだりして、心のケアを行っていく必要があったと考える。また、被害の子どもニーズを把握し、学校ができることを可能な限り実現させ

ていく必要がある。

さらに、被害の子どもをそのような視点で支援していくためには、保護者の協力は欠かせない。保護者へは迅速な情報提供を行うと共に、我が子がいじめの被害者となったことで保護者自身も心の傷を負っていることに思いを馳せ、保護者の思いにも十分に寄り添いながら、被害の子どもが安心して過ごせる環境をともにつくっていく努力を惜しみなく重ねていきたい。

これらのことを、本校におけるいじめに対する措置として全教職員が確認し、共通実践を行うことが極めて重要である。

(2) 支援が必要な子どもや学級に対する組織的な対応

① 組織で対応できる体制づくり

支援や見守りが必要な子どもが多く在籍する学級では、担任一人だけで学習・生活環境を整えたり、生徒指導上の事案に対応したりすることはできない。管理職を含む複数の教員が定期的に打合せをもち、指導体制を整える必要がある。また、定期的にケース会をもち、子どもの成長や課題を共有して、認め励ましたり支援したりすることにつなげていく。

② 保護者や地域・関係機関との連携

学校の問題を校内にとどめることなく、保護者や地域とともに子どもを育てていきたい。保護者や地域に見守りを依頼した際には、実に多くの方に参加いただいた。見守っていただいたことで、子どもの安心・安全な学校生活につながると共に、子どもは、たくさんの方が自分たちを応援してくれていることに気づくことができた。また、見守りに参加した保護者や地域の方々には、授業や子どもの様子などについて理解いただくことができた。今後も、「地域の子どもの学校と家庭と地域で育てる」という考えのもと、保護者、地域・関係機関との連携により、いじめや不登校対策に取り組んでいく。